

## ①研究の背景

信頼できる企業とはどのような企業なのか。信頼できる企業にするためには何が必要なのか。本研究の発想はこのような素朴な疑問から始まった。ある企業が信頼できるかどうかは複合的な要因で決まるものであり、そこには経営者の倫理・道徳観といったものも関与してくるものと思われるが、本研究では特に組織としての企業の仕組みやガバナンスのあり方など制度設計の面に焦点を当て、主に老人ホームや保育園など社会福祉施設を対象に考察を進めた。

## ②研究実績・成果

現在の日本において老人ホームを運営する主体は、主に市町村・社会福祉法人・株式会社の3種類に分類できる。市町村と社会福祉法人は非営利事業体であり、株式会社は営利事業体である。一般には非営利事業体の方が営利事業体より信頼できるのではないかと思われる節もあるが、実態はそうとも言えない。実際、社会福祉法人が運営する老人ホームで虐待が行われていたというニュースを耳にすることも多い。では株式会社の方が信頼できるのかというと、それも怪しい。株式会社の目的は最終的には利潤の最大化であり、その目的の限りにおいて評判を維持するための質の維持はしようとするであろうが、経営合理化圧力のもとどれだけ高額な入居費用に見合ったサービスが実際に提供されているかは不透明な部分も多い。

我々研究グループは、営利・非営利の違いはあれ市町村・社会福祉法人・株式会社が運営する老人ホームにおいては、共通してサービスの提供主体と受益主体が異なった経済主体である点に着目した。つまり、市町村であれば「有権者—市町村長—行政組織」が、社会福祉法人であれば「理事会—理事長」が、株式会社であれば「株主—取締役会—代表取締役・執行役員」がどのようなサービスを提供するかを決定するのであるが、これらはいずれもサービスの受益主体＝「高齢入居者とその家族」とは異なっている。この場合、サービスの売り手と買い手の間に情報の非対称性が強く露出する高齢者福祉サービスという財・サービスの性質上、そこに事業体が消費者の信頼を裏切るような事態が発生することを防ぐことが難しくなるという事情が発生するのではないか。そうだとすると、サービスの提供主体と受益主体とが一致するような事業形態を選べば事態が改善するのではないか。サービスの提供主体と受益主体が一致するような事業形態とは消費者協同組合である。そこで我々は消費者協同組合形態で老人ホームを運営することの可能性について検討することにした。

ただ消費者協同組合形態で老人ホームを設立する際には一つ大きな問題がある。初期費用をどう調達するのかという問題である。一般的に協同組合の初期資金調達の手段は、組合員の出資金と借入である。このうち組合員の出資金は財務上は自己資本に計上されるが、組合員が脱退するときには返還義務を負う。つまり自己資本に分類されているとはいえ組合員の出資金は実質的には借入に近い性格を持つ資金である。これは出資者への返還義務のない株式会社の自己資本と決定的に異なる点である。したがって、調達資金の全てが実質

借入となる消費者協同組合形態の老人ホームは、財務構造の安全性の観点から土地・建物や設備など流動性の低い資産への投資が困難になる事態が予想されることになる。

そこで我々が考えたのが、消費者協同組合形態老人ホームの組合員権に2次市場を設けるという発想である。つまり、初期入居時に入居者またはその家族が出資金を支払い、そこで受け取った組合員権を脱退時に償還してもらうのではなく、2次市場で売却することにより出資金を回収するという方法である。こうすることにより老人ホーム側は出資金を真の自己資本として流動性の低い資産へ投資することがより安全に出来るようになるし、一方入居者側としては自分たちが最終的な意思決定者であるという消費者協同組合のガバナンス構造を維持することができる。こうした方法は、老人ホームという受け入れ可能キャパシティが固定的であり、ある程度組合員数を一定に保つ必要があるという特性とも相性が良いのではないかと思われる。

ただそこで研究グループ内で一つの問題点が指摘された。それは2次市場において投機的行動が現れるのではないかという懸念である。例えば、老人ホームの組合員権を高齢者を抱える家庭が購入するのではなく、地元の不動産会社が独占的に購入し組合員権価格を釣りあげたり、自らの物件と抱き合わせで販売することによりレントを獲得したりといった事態が出てくるのではないかという問題である。こうなると、本当に必要な家庭が老人ホームを利用できないといった公平性・公正性の問題が出てくる恐れがある。

### ③今後の展望

老人ホームを消費者協同組合形態で設立・運営するという方法は、少なくとも理論的には望ましい性質を有するものであり、老人ホームの信頼性を維持・向上させる一方策として有望であるように思われる。同時に、先述した2次市場の負の側面をいかにして抑えていくかという問題に取り組んでいく必要があるものと認識している。2次市場の投機的側面は、消費者協同組合形態老人ホームに限らず、どのような分野でも起こりうる問題であり、これを完全に排除することは困難であろうが、こうした負の側面を減らす方策はいくつか考えられる。例えば消費者協同組合形態老人ホームの組合員権市場への参加者資格から営利法人を排除し、個人および市町村に限定すれば、投機的行動はある程度抑制できるのではないだろうか。今後はこうした2次市場の制度設計について具体的に検討していく必要があると考えている。